

「おいしい山形 夏まつり in 庄内」出店要領

1 目 的 夏の野菜・果物・料理の試食販売などを通じて、県産農産物等をPRする。

2 実施主体 主催 おいしい山形推進機構

3 事業の内容

(1) 日時 平成25年7月20日(土) 10:00~15:00

(2) 場所 鶴岡市鶴岡公園「疎林広場」
(具体的な出店場所については別途指定する。)

(3) 出店販売計画

○出店物 県内産の農林水産物、県内産の農林水産物を使用した加工食品

※ できるだけ、山形らしさや体を冷やす効果がある夏の野菜や果物など、農林水産物や、県内の伝統野菜又はその加工品の試食販売を通じて評価向上・販売拡大を図る。

- ① 加工した食品については、小分けしたものなども含むすべての販売物について必ず定められた食品表示を行うこと。食品表示を行わない量り売り等はできません。
- ② 試食・販売などに供する食品の衛生管理は、厳重に行うこと。
- ③ 酒類の販売には、税務署への販売許可申請が必要であること。申請は出店者が各自で行うこと。
- ④ 危険な実演、騒音、悪臭、振動などを発生する恐れのある販売物などには、万全の防止対策を講じること。また、他の出店者や来場者等から苦情が出たり、来場者の安全に支障があると事務局が認めた場合は、出店者に対して必要な対策を要請するものであること。
- ⑤ 果樹、野菜などの農産物については、安全・安心なものを提供することはもとより、その責任所在を明らかにすることが肝要であるので、必ず生産販売責任者連絡先を商品に添付すること。

○出店者 県内の生産者、林業者、漁業者及び団体、県内に本拠地を置く産直施設運営事業者、農林水産加工業者、加工食品販売業者等

○出店料 無料(ただし、臨時飲食店営業許可申請等に要する経費については、出店者の負担とする。)

○出店条件等

- ① 営業時間 原則10時00分から15時00分
- ② テントについては、主催者で準備する。
1区画9㎡程度(3.5m×2.7m程度)
※1業者につき、長テーブル(1,800mm×450mm×H700)2台、パイプイス2脚を準備する。
- ③ 電源設備等が必要な場合、出店申込書の電源使用欄に「あり」と丸をつけ、使用する機材及び電気量(アンペア数)を記載し、提出すること。
※保冷庫等、食の安全を確保するため、電源使用の有無について調査を行います、ご希望に添えないことがあります。電源等を要する場合は、原則、出店者各自にて発電機および電源コード等の関連資材を準備願います。
- ④ 有償、無償を問わず、飲食物を提供する場合は、食中毒を発生させないよう、十分配慮すること。また、保健所等による改善指導があった場合は、その指示に従うこと。
- ⑤ 水道設備等が必要な場合、出店申込書の水道使用希望に「あり」と丸をつけ、使用量を記載し、提出すること。
※水道使用料のご負担については、水道使用の「希望あり」と申し込まれた事業者様において、均等割とします。なお、出店販売作業に要した排水ができませんので、各自処理願います。
- ⑥ 出店者の車両は定められた場所に置くこと。搬入搬出は定められた搬入口、経路より以下の時間帯に行うこと。搬入搬出用車両の使用は1台までとする。
搬入：7月20日(土) 7時00分から8時30分まで
搬出：7月20日(土) 15時15分から16時15分まで
- ⑦ 出店者は、「おいしい山形 夏まつり in 庄内」の終了後、すみやかに撤去および原状回復を行うこと。
- ⑧ 出店に伴い発生する全てのゴミ、材料は必ず出店者が持ち帰り、場外へ処分すること。(必要に応じて出店者各自でゴミ箱、ゴミ袋等を準備すること)
- ⑩ 出店の可否、場所等は後日、事務局で調整のうえ出店者に連絡するものであること。

(4) 保健所への手続き

- ① 食品衛生法により、臨時に飲食店を営業する場合は、臨時飲食店営業の許可申請が必要になる。
この場合、仮設テントで臨時飲食店の許可申請ができるのは、簡易な調理加工を行う場合に限られるものであること。
- ② 臨時飲食店営業許可申請は、許可を必要とする出店者自身で個別に申請を行うこと。

申請先は【庄内総合支庁内 庄内保健所生活衛生係 食品衛生担当】
(三川町大字横山字袖東 19-1 TEL. 0235-66-4939)。

■営業許可申請に必要な書類等は以下のとおり。

- ・営業許可申請書1式(申請書、営業設備の配置図)
- ・申請に係る経費2,700円
- ・法人の場合は、登記簿謄本が必要。

※申請にかかる日程は書類が全て整った状態で申請し7日以内(土・日曜日を除く)。

書類に不備がある場合は許可までに時間がかかるのでご注意ください。

※許可証の取得がお済の出店者はイベント前日（7月19日（金））までにおいしい山形夏まつり in 庄内事務局までにコピーを提出すること（FAXでの送付可）。尚、許可証は当日持参すること。

（5）火気・危険物の使用

- ① 火気を使用する場合は、各自で準備願います。なお、裸火を使用する台及び周囲は、金属以外の不燃物（耐火ボードなど）で被覆すること。
※芝生上で直接火を使用することはできません。火の取り扱いは必ず机等の台の上で使用すること。
- ② フライヤー、その他の煮沸器具等の使用にあたっては、来場者に火傷などの危害をおよぼさないよう防護措置を講じること。
- ③ 危険物品、その他の可燃物から水平距離5m以上確保すること。
- ④ 消火器を備え、かつ表示すること。
- ⑤ 必要となる安全装置（消火器、ガス漏れ警報機、耐火ボード等）について、すべて出店者の負担にて施工し備えること。

（6）事故防止及び責任

- ① 会場の保全・管理・秩序の維持や来場者の安全に支障があると主催者が認めた場合は、必要な対策を要請し、出店の取り止めに要請する場合があること。この場合、かかる費用について主催者は負担しない。
- ② 販売行為に係る保全管理は、出店者が責任を持って行うこと。また、天災、その他の不可抗力により発生した事故（盗難、紛失、火災、損傷など以下同じ）については、主催者は責任を負わないものであること。
- ③ 出店者自身の行為により発生した事故については、当該出店者の責任となるものであること。
- ④ 主催者は風水害などの天災、その他の不可抗力の原因により開催期間を変更又は開催を中止する場合があること。また、主催者はこれによって生じた出店者及び関係者の損害は補償しないものであること。

（7）禁止行為

- ① 他人に迷惑を及ぼす恐れのある物品の携帯及び行為
- ② 会場内に動物を伴うこと。
- ③ 広告類を配布すること。
- ④ 工作物及び物品の破損、又は破損の恐れのある行為。
- ⑤ 寄付金品の募集、承認を受けないでの物品販売又は飲食物販売及び提供を行うこと。
- ⑥ 出店権の譲渡、転売
- ⑦ その他会場の管理上支障があると認められる行為
※芝生へ杭等をさす行為、芝生上で直接火を使用する行為等

（8）応募資格

- ① 次のいずれにも該当しないこと。
ア 公序良俗に反すること。

- イ 政治的目的や特定の宗教、思想等のPRを目的とすること。
- ウ 反社会的勢力に所属する個人・団体であること。
- ② 「祭り」からの暴力団関係者の排除
 - ア 県内で行われるすべての祭典において暴力団関係者を排除しており、暴力団関係者からの出店申請は受付できません。
 - イ 暴力団関係者であることが判明した場合及び暴力団関係者を出店準備や営業に従事させたり、あるいは出店場所付近に待機させる等、実質的に暴力団関係者が関与していると認められた場合には、出店許可を取り消すとともに、店を撤去していただきます。
- ③ その他、主催者側で「夏まつり」にそぐわないと判断した場合は、出店をお断りする場合があります。

(9) 出店申し込み

- ① 出店申し込み方法
 - 下記添付の申込書にご記入頂き、出店者管理事務局まで7月8日(月)までに下記宛先へFAXにて申し込みください。
- ② 申し込み先
 - 〒990-2422 山形市中桜田 1-7-23
 - 株式会社 ハイスタッフ
 - おいしい山形夏まつり in 庄内事務局

 - FAX. 023-632-6032**
- ③ 先着20社を予定しており、応募が多数の場合は、事務局にて出店者を選定いたします。